

(仮称)二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例(案)の概要

1. 概要

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。

子ども・子育て支援法に基づく新制度では、地域子ども子育て支援事業に位置づけられ、児童福祉法の改正により、事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	従事する者及び職員数
参酌すべき基準	上記以外

2. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

3. 基準案

以下の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

項目	国基準	従・参	町基準(案)
非常災害対策	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てる。避難及び消火に対する訓練は定期的に行う。	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないことから、国基準のとおりとする。)
職員の知識及び技能の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成のために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保する。	参	同上

項目	国基準	従・参	町基準（案）
設備の基準	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備える。	参	国基準のとおり
	面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上とする。	参	同上
職員	支援の単位ごとに職員を二人以上配置する。ただし、一人は補助員でも可。	従	同上
	職員は、以下のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならない。 一 保育士 二 社会福祉士 三 高等学校若しくは中等教育学校等卒業又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者で2年以上の児童福祉事業経験者 四 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭資格保有者 五 大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学の課程を卒業した者 六 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学の大学院入学許可者 七 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学の研究科又は大学院修了者 八 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学の外国大学卒業生 九 高等学校等卒業でかつ2年以上放課後健全育成事業に類似する事業に従事、市町村長が適当と認めたもの	従	同上

項目	国基準	従・参	町基準（案）
児童の集団の規模	一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。	参	検討中
	支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる。ただし、利用者が二十人未満の事業所で、支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。	従	国基準のとおり
衛生管理等	衛生上必要な措置を構ずる。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を構ずる。 必要な医薬品その他の医薬品を備え、管理する。	参	同上
運営規定	下記の運営規定を定める。 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 利用定員 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置 十一 その他事業の運営に関する重要事項	参	同上
備えるべき帳簿	職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。	参	同上
秘密保持等	業務上知り得た秘密の漏洩防止	参	同上

項目	国基準	従・参	町基準（案）
苦情への対応	利用者又はその保護者等からの苦情に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じる。 市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。	参	国基準のとおり
開所時間	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。	参	同上
開所日数	年間250日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。	参	検討中
保護者との連絡	保護者との密接な連絡と協力関係の確保	参	国基準のとおり
関係機関との連携	市町村、児童福祉施設、利用所の通学する小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援にあたる。	参	同上
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。	参	同上
附則			
職員の経過措置	職員の資格についての規定は、平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。	従	国基準のとおり